

# 岡山県公報

発行  
岡山県



目次

担当課（室）

目次

担当課（室）

### 【告示】

- 指定障害福祉サービス事業者の指定
- 指定居宅サービス事業者の指定
- 指定居宅サービスの事業の廃止
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定
- 保安林の指定予定
- 〃
- 小型機船底びき網漁業の許可等の申請期間
- 道路の区域変更
- 道路の供用開始
- 〃
- 【公告】
- 一般競争入札の実施
- 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧
- 公共測量の実施
- 落札者等の決定
- 〃
- 【公安委員会】
- 警備業法に基づく検定
- 〃
- 指導監査室
- 〃
- 健康推進課
- 〃
- 治山課
- 〃
- 水産課
- 〃
- 道路整備課
- 〃
- 財産活用課
- 経営支援課
- 監理課
- 警察本部会計課
- 〃
- 生活安全企画課

# 令和2年1月10日 岡山県公報 第12158号

## ◎岡山県告示第六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和二年一月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

備前多聞荘訪問介護

#### 2 所在地

備前市鶴海二四〇一番地

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

社会福祉法人天撰会

#### 2 主たる事務所の所在地

岡山市東区瀬戸町瀬戸三六一

### 三 指定年月日

令和二年一月一日

### 四 事業所番号

三三一―一〇〇二五三

### 五 サービスの種類

同行援護

# 令和2年1月10日 岡山県公報 第12158号

## ◎岡山県告示第七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和二年一月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

リハスタイル ひかり

#### 2 所在地

岡山県真庭市中三一三―八

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

株式会社悠誠

#### 2 所在地

岡山県真庭市中三一三―八

### 三 指定年月日

令和二年一月一日

### 四 介護保険事業所番号

三三七三四〇一二二七

### 五 サービスの種類

通所介護

# 令和2年1月10日 岡山県公報 第12158号

## ◎岡山県告示第八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和二年一月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

十字園ヘルパーステーション

#### 2 所在地

岡山県真庭市下河内二二七五番地

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

社会福祉法人十字会

#### 2 所在地

岡山県真庭市下河内二二七五番地

### 三 廃止の届出を受理した年月日

令和元年十二月十二日

### 四 介護保険事業所番号

三三七三四〇〇二七八

### 五 サービスの種類

訪問介護

### 一 事業所の名称及び所在地

#### 1 名称

恵介護サービス

#### 2 所在地

岡山県浅口市鴨方町本庄九四三

### 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

#### 1 名称

有限会社石井運送

令和2年1月10日 岡山県公報 第12158号

2 所在地

岡山県浅口市鴨方町本庄九四三

三 廃止の届出を受理した年月日

令和元年十二月二十日

四 介護保険事業所番号

三三七二七〇〇七四四

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和二年一月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

指定年月日

金光薬局倉敷中庄店

倉敷市松島九七一―一

令和二年一月一日

ふなお薬局

倉敷市船穂町船穂五一

令和二年一月一日

◎岡山県告示第十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があつた。

令和二年一月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

苫田郡鏡野町富西谷字又兵衛谷一一〇八の三、一一〇八の一六、字小川一一一二、字唐口一一一三

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和二年一月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

英田郡西栗倉村大字知社字隠谷四三の一、字勝負谷奥西平六六、六九、七〇の一、七〇の二、字勝負谷奥六七、六八、字勝負谷東平ラ七一、七二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字隠谷四三の一・字勝負谷奥西平七〇の一・字勝負谷東平ラ七二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び西栗倉村役場に備え置いて縦覧に供する。）



令和2年1月10日 岡山県公報 第12158号

◎岡山県告示第十二号

岡山県海面漁業調整規則（昭和四十年岡山県規則第四十五号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船及び網漁業の許可及び起業の認可の申請期間を次のとおり定めた。

令和二年一月十日

岡山県知事 伊原 隆 太

申請期間

令和二年二月三日から同年三月二日まで

# 令和2年1月10日 岡山県公報 第12158号

## ◎岡山県告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 北房井倉哲西線
- 三 道路の区域

区 域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
新見市土橋字下ケ市向八五九番六地先から	新	一四・二〇 三二・〇	三五三・八
新見市土橋字屋形三三〇六番一地先まで	旧	四・五〇 一一・〇	三五三・八

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 蒜山高原線
- 三 道路の区域

区 域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

令和2年1月10日 岡山県公報 第12158号

<p>真庭市蒜山下長田字中沢七四八番一地从先まで</p>	<p>真庭市蒜山下長田字中沢七八六番一地从先まで</p>	<p>真庭市蒜山下長田字馬橋八二九番一地从先まで</p>
<p>旧</p>		<p>新</p>
<p>六・二〇 一八・二</p>	<p>一三・六〇 五三・七</p>	<p>六・二〇 一八・二</p>
<p>四五二・六</p>	<p>四三八・〇</p>	<p>四五二・六</p>

# 令和2年1月10日 岡山県公報 第12158号

## ◎岡山県告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和二年一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
県道 西線	北房井倉哲	新見市土橋字下ケ市向八五九番六地先から 新見市土橋字屋形三三〇六番一地先まで	令和二年一月十日

# 令和2年1月10日 岡山県公報 第12158号

〔五〕 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。  
 令和二年一月十日

一 入札に付する事項

岡山県知事 伊原木 隆 太

契約種別	所在		地目又は構造	面積（平方メートル）	予定価格（最低売払価格）	現場説明		入札の日時及び場所	
						日時	場所	日時	場所
土地（建付地） 売払い契約	1 土地	2 建物	宅地	八二・九三	四、〇五〇、〇〇〇円	令和二年一月二十一日（火） 午前十時三十分	岡山市中区桜橋二丁目六九二番二〇	令和二年二月十九日（水） 午前十時三十分	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎五階五〇七会議室
土地（建付地） 売払い契約	1 土地	2 建物	宅地	二七八・六〇	五、四五〇、〇〇〇円	令和二年一月二十日（月） 午前十時三十分	倉敷市玉島乙島字新湊八二三一番一〇	令和二年二月二十日（木） 午前十時三十分	

# 令和2年1月10日 岡山県公報 第12158号

		土地（建付地） 売払い契約			
2 建物 倉敷市玉島乙島 字ヨ式割七四七〇 番地四〇		1 土地 倉敷市玉島乙島 字ヨ式割七四七〇 番四〇		2 建物 倉敷市玉島乙島 字新湊八二三一番 地一〇	
平家建 鉄骨造	平家建 ブロック造	宅地	平家建 鉄骨造	平家建 鉄骨造	平家建 鉄骨造
六・六七	六九・四五	二〇九・八三	一〇・七〇	三・四〇	六・六八
		六、一七七、〇〇 〇円			
		令和二年一月二十 日（月） 午後一時三十分			
		倉敷市玉島乙島字 ヨ式割七四七〇番 四〇			
		令和二年二月二十 日（木） 午後一時三十分			

土地（建付地） 売払い契約		1 土地 加賀郡吉備中央 町吉川字ひのへ七 五一八番六二		宅地		平家建 鉄骨造		三・四〇	
2 建物 加賀郡吉備中央 町吉川字ひのへ七 五一八番六二		軽量鉄骨造 平家建		五、六四五・一六 二〇、八五〇、〇 〇〇円		令和二年一月二十 一日（火） 午後二時		加賀郡吉備中央町 吉川字ひのへ七五 一八番六二	
平家建 軽量鉄骨造		一〇・四五		〇〇円		令和二年二月十九 日（水） 午後一時三十分			

二 入札参加者の資格

日本国内に住所、事務所又は事業所を有する個人又は法人。ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 地方自治法第二百三十八条の三第一項に規定する者
- 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項に規定する者
- 3 知事が地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当すると認めたと認めた者であつて、その認めた日から三年を経過しないもの
- 4 申込者又はその役員が岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第一号に規定する暴力団又は同条第三号に規定する暴力団員等（以下「暴力団等」という。）に該当する者
- 5 申込者又はその役員が暴力団等の統制下にある者
- 6 申込者又はその役員が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 申込者又はその役員が岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領別表一に掲げる措置事由に該当すると認められる者

8 その他知事が不相当と認める者

三 入札参加申込み

入札に参加しようとする者は、令和二年一月二十九日（水）午後五時十五分までに、岡山県総務部財産活用課に申し込むものとする。

四 契約条項を示す場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課

五 入札保証金

見積もった契約希望金額の百分の五以上に相当する金額を現金又は銀行振出小切手により入札開始前に納付すること。なお、この入札保証金を返還する場合には、利息を付さない。

六 入札の無効

次のいずれかに該当する入札に係る入札書は、無効とする。

1 入札に参加することができない者のした入札

2 談合してした入札

3 入札保証金を納付しない者又はその金額に不足のある者のした入札

4 入札書の金額、氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明である入札

5 二以上の入札をした者のした入札

6 郵便又は電信による入札

7 岡山県財務規則（昭和六十一年岡山県規則第八号）第三百三十五条の規定に違反する代理人のした入札

七 問い合わせ先

〒七〇〇一八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県総務部財産活用課（電話〇八六一二二六一七二三五）



〔六〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和二年一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 コープ山陽 デオデオ山陽店  
所在地 赤磐市下市二七七一ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

(1) 名称 生活協同組合おかやまコープ  
住所 岡山市北区奉還町一丁目七番七号  
代表者の氏名 理事長 平田 昌三  
名称 株式会社エディオン

住所 広島県広島市中区紙屋町二丁目一番十八号

代表者の氏名 代表取締役 久保 允誉

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社エディオン  
住所 東京都千代田区外神田一丁目九番十四号  
代表者の氏名 代表取締役 久保 允誉

(変更後) 名称 株式会社エディオン  
住所 広島県広島市中区紙屋町二丁目一番十八号  
代表者の氏名 代表取締役 久保 允誉

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 株式会社エディオン  
住所 東京都千代田区外神田一丁目九番十四号

# 令和2年1月10日 岡山県公報 第12158号

(変更後) 名称 株式会社エディオン

住所 広島県広島市中区紙屋町二丁目一番十八号

代表者の氏名 代表取締役 久保 允誉

4 変更年月日

平成二十三年六月二十九日

二 届出年月日

令和元年十二月十八日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和二年一月十日から同年五月十一日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

# 令和2年1月10日 岡山県公報 第12158号

〔七〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山県備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつた。

令和二年一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

赤磐市	測量区域
公共測量（路線測量）	測量の種類
令和二年一月十五日から同年三月三十一日まで	測量期間

# 令和2年1月10日 岡山県公報 第12158号

〔八〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和二年一月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 借入件名及び数量  
交通管制センター中央装置機器等 一式
- 二 借入期間  
令和二年十月一日から令和八年二月二十八日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地  
岡山県警察本部交通部交通規制課  
岡山市北区内山下二丁目二番六号
- 四 落札者を決定した日  
令和元年十二月十二日
- 五 落札者の名称及び住所  
三井住友ファイナンス&リース株式会社  
東京都千代田区丸の内一丁目三番二号
- 六 落札金額  
一月当たり四、三九七、八〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三九九、八〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 八 入札公告日  
令和元年十月十八日

# 令和2年1月10日 岡山県公報 第12158号

## ◎岡山県公安委員会告示第三号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

令和二年一月十日

岡山県公安委員会

### 一 検定に係る警備業務の種別等

警備業務の種別及び級	試験区分	実施期日	時間	場所
雑踏警備業務（一級）	学科試験	令和二年四月二十四日（金曜日）	午前九時から午前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎
	実技試験	令和二年五月十六日（土曜日）	午前十時から午後五時まで	岡山市北区御津中山四四四―一三 岡山県運転免許センター

### 二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもののうち、次のいずれかに該当するもの

1 警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）第四条に規定する二級の検定（雑踏警備業務に係るものに限る。）に係る法第二十三条第四項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

2 都道府県公安委員会が1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

### 三 検定申請手続

#### 1 提出書類

(1) 所定の様式による検定申請書 一通

(2) 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏

名及び撮影年月日を記入したもの)

(3) その他

ア 二1に該当する者

合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面 各一通

イ 二2に該当する者

都道府県公安委員会が二1に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有する者と認める書面の写し 一通

ウ 県内に住所を有する者

住所地が県内にあることを疎明する書類 一通

エ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が県内にあることを疎明する書類 一通

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

(2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

令和二年三月九日(月曜日)から同月十三日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万三千円

(注) 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

# 令和2年1月10日 岡山県公報 第12158号

## ◎岡山県公安委員会告示第四号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

令和二年一月十日

岡山県公安委員会

### 一 検定に係る警備業務の種別等

警備業務の種別及び級	試験区分	実施期日	時間	場所
雑踏警備業務（二級）	学科試験	令和二年四月二十四日（金曜日）	午前九時から午前十一時まで	岡山市中区小橋町一―一二五 岡山県警察本部小橋町庁舎
	実技試験	令和二年五月二十三日（土曜日）	午前十時から午後五時まで	岡山市北区御津中山四四四―三 岡山県運転免許センター

### 二 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

### 三 検定申請手続

#### 1 提出書類

- 所定の様式による検定申請書 一通
- 写真 二枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

#### (3) その他

ア 県内に住所を有する者

住所地が県内にあることを疎明する書類 一通

イ 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

従事する警備業者の営業所が県内にあることを疎明する書類 一通

#### 2 提出先

- 県内に住所を有する者



- 住所地在管轄する警察署の生活安全課
- (2) 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、認めない。

3 提出期間

令和二年三月九日（月曜日）から同月十三日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 検定手数料

一万三千円

(注) 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない。

五 受検定員

三十人。ただし、申請順に受け付け、受検定員に達したときは、提出期間内であっても受付を締め切る。

六 受検票の交付

検定申請者に対して、検定申請書を提出した警察署において交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全全部生活安全企画課

電話（〇八六）二三四一〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

1 学科試験については、検定当日の午前八時三十分から受付を開始するので、検定申請者は、午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。

2 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること。

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。